

Gマーク取得事業所に対する地方運輸局長表彰

- 平成26年度から、良質な事業者に対して国としても一定の評価を付与していくとし、さらに一定の高いレベルにある事業所について、毎年度表彰を実施。

Gマーク制度

申請事業者（事業所単位）

申請資格
要件
事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること、
配置する事業用自動車の数が5両以上であること等

安全性評価委員会

評価項目

次の3項目を点数化し評価

- | | | |
|------------------|---------|---|
| ① 安全性に対する法令の遵守状況 | (配点40点) | ・地方実施機関の巡回指導結果
(基準点数32点) |
| ② 事故や違反の状況 | (配点40点) | ・重大事故・行政処分の状況
(基準点数21点) |
| ③ 安全性に対する取組の積極性 | (配点20点) | ・安全対策会議の実施、運転者の教育などの取組の自己申告事項
(基準点数12点) |

認定要件

- 1) 上記①～③の評価点数の合計点が80点以上
- 2) 上記①～③の各評価項目において上記の**基準点数**以上
- 3) 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること
- 4) 社会保険等の加入が適正になされていること

安全性優良事業所

荷主企業が、より安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、安全性評価委員会の評価を経て、全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）が認定した事業所です。

国土交通省表彰制度

運輸支局長表彰

- Gマークを連続して10年以上取得していること
- 表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと
- 運転者教育が定期的に実施されていること
- デジタコと又はドラレコが装着されていること（配置車両の90%以上）
- 荷主からの評価、安定的な経営の確保、又は、運転記録証明書による運転者への指導が行われていること



国土交通省表彰

【運輸支局長表彰ステッカー】

地方運輸局長表彰

- Gマークを連続して10年以上取得していること
- 表彰日前まで重大事故を惹起せず、かつ、行政処分を受けていないこと
- 運転者教育が2ヵ月に1回程度実施され、ISO基準などの国際基準を超える教育が実施されていること
- デジタコと又はドラレコが装着されていること（配置車両の100%）
- 荷主からの表彰、安定的な財務基盤の確保、又は、輸送の安全に係る表彰を受けていること



国土交通省表彰

【地方運輸局長表彰ステッカー】